日医発第1540号（保険）
令 和 ８ 年 11 月 ５ 日

都道府県医師会長　殿

日 本 医 師 会 長
松　本　吉　郎
（公印省略）

高額療養費制度の見直しに係る
健康保険法施行規則等の一部を改正する省令の公布について

高額療養費制度に見直しにつきましては、本年７月 31 日付け日医発第 842 号（保険）「高額療養費制度の見直しに係る健康保険法施行令等の一部を改正する政令等の公布について」にてご連絡申し上げているところです。

本件に関しまして、健康保険法施行規則等の一部を改正する省令（令和８年厚生労働省令第 151 号が本年 10 月 28 日に公布されました。

本件は、令和９年８月１日施行の高額療養費制度の見直しに関する改正であり、所得区分の見直しに伴う限度額適用認定等の関係規定の整備や、資格確認書等の様式の改正が行われるものであります。

つきましては、貴会会員への周知方ご高配賜りますようお願い申し上げます。

（添付資料）
・健康保険法施行規則等の一部を改正する省令の公布について
（令 8.10.28　保発 1028 第 16 号　厚生労働省保険局長）
・官報　号外第 236 号
（令和８年 10 月 28 日）

保発 1028 第 16 号
令和８年 10 月 28 日

日本医師会会長　殿

厚生労働省保険局長
（公　印　省　略）

健康保険法施行規則等の一部を改正する省令の公布について

健康保険法施行規則等の一部を改正する省令（令和８年厚生労働省令第 151 号。以下「改正省令」という。）が本日公布された。その改正の趣旨及び内容は下記のとおりであるので、御了知の上、関係各位への周知徹底を図られるとともに、その実施に遺漏なきを期されたい。

記

第１　改正の趣旨

高齢化の進展や高額薬剤の開発・普及等により、医療費が年々増大していく中において、「制度の持続可能性の確保」と「長期療養者や低所得者へのセーフティネット機能の強化」を行う観点から、健康保険法施行令等の一部を改正する政令（令和８年政令第 240 号。以下「改正政令」という。）において、高額療養費制度に関して「年間上限」の創設や所得区分の細分化を行った。

改正政令については、令和８年８月と令和９年８月の二段階で施行される予定のところ、令和９年８月施行の改正内容に関して、健康保険法施行規則（大正 15 年内務省令第 36 号。以下「健保則」という。）、船員保険法施行規則（昭和 15 年厚生省令第５号。以下「船保則」という。）、国民健康保険法施行規則（昭和 33 年厚生省令第 53 号。以下「国保則」という。）及び高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成 19 年厚生労働省令第 129 号。以下「高確則」という。）について、所要の改正を行うもの。

第２　改正の内容

１　健保則の一部改正（改正省令第１条関係）

①　所得区分の見直しに伴う限度額適用認定等の関係規定の整備（健保則第 47 条第７項、第 98 条の２第１項及び第２項、第 103 条の７第３項及び第５項、第 105 条第１項及び第６項、第 109 条第３項、第 109 条の２の２の２第２項、第 129 条の２第１項及び第３項並びに第 129 条の３第１項及び第５項等）

改正政令により高額療養費制度の所得区分が細分化されたことに伴い、限度額適用認定、限度額適用・標準負担額減額認定、高額療養費の支給申請等に関する規定について、所要の整備を行ったこと。

②　資格確認書等の様式改正（健保則様式第９号、様式第 13 号の２及び様式第 14 号）

資格確認書、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証について、新たな所得区分に対応するため、記載事項の見直しを行ったこと。

③　その他所要の規定の整備を行ったこと。

２　船保則の一部改正（改正省令第２条関係）

①　１①に準じた改正を行ったこと（船保則第 35 条第７項、第 87 条第１項及び第２項、第 93 条第１項及び第３項、第 95 条第１項及び第６項、第 99 条第３項並びに第 99 条の３の２第２項等）。

②　１②に準じた改正を行ったこと（船保則様式第１号、様式第６号及び様式第７号）。

③　その他所要の規定の整備を行ったこと。

３　国保則の一部改正（改正省令第３条関係）

①　１①に準じた改正を行ったこと（国保則第 26 条の３第１項、第 26 条の６の４第１項、第 27 条の 12 の２、第 27 条の 14 の２第３項、第 27 条の 14 の４第１項及び第３項、第 27 条の 14 の５第１項及び第３項、第 27 条の 16 第３項及び第４項並びに第 27 条の 17 の４第３項等）。

②　１②に準じた改正を行ったこと（国保則様式第１号の２の６、様式第１号の２の７、様式第１号の２の８、様式第１号の２の９、様式第１号の２の 10、様式第１号の２の 11、様式第１号の８、様式第１号の８の２、様式第１号の８の３、様式第１号の８の４、様式第１号の９及び様式第１号の９の２）。

③　その他所要の規定の整備を行ったこと。

４　高確則の一部改正（改正省令第４条関係）

①　１①に準じた改正を行ったこと（高確則第 61 条の２、第 66 条の２第３項、第 67 条第１項及び第３項並び第 70 条第３項等）。

②　１②に準じた改正を行ったこと（高確則様式第１号、様式第２号及び様式第３号）。

５　施行期日

令和９年８月１日から施行すること。